

建設工事 元請業者 の皆さまへ

下請業者の社会保険等加入を徹底してください

建設業法施行規則に規定により、「施工体制台帳」などに社会保険等（健康保険・厚生年金・雇用保険）の加入状況の記載を求めています。未加入の場合は、下請業者に早期の加入を指導してください。また、社会保険等の加入義務があるにもかかわらず、加入しない者を下請業者として契約しないでください。

大津市契約規則と大津市企業局建設工事等指名業者及び指名停止基準の改正を経て、

平成29年10月1日から

社会保険等の加入義務があるにもかかわらず、社会保険等に加入していない者を下請契約の相手方としてはならないことを、大津市企業局と元請業者の間の工事請負契約書に条項として明記します。この条項について契約違反があれば、元請業者と下請業者ともに、指名競争入札の参加資格を停止することになります。

* 当面は、一次下請だけを対象とします。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定 平成26年9月30日最終変更）第2-6（1）へ **より抜粋**

「社会保険等未加入業者については……元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止すること……の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする。」

※ 国は、社会保険等に関する法令を含めた工事に関する諸法令を遵守しない企業等を、不良・不適格業者とし、それらの排除の徹底を図るための措置を、地方公共団体に求めています。

加入すべき社会保険等は、事業所の形態等により異なりますので、国土交通省が作成した裏面の表で、確認してください。

建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険	社会保険	
			雇用保険	医療保険 (いずれかに加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※1	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※2	厚生年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	・国民健康保険(事業主負担なし) ・協会けんぽ(日雇特例被保険者)※2	国民年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※2	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※1	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※2	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※1	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	・国民健康保険(事業主負担なし) ・協会けんぽ(日雇特例被保険者)※2	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

※1 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるかを問わない。

※2 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

□ : 事業主負担がある部分 □ : 事業主負担がない部分



1 建設企業向け無料相談窓口の設置

47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、建設企業の皆様から社会保険加入等に関する相談を受け付け、社会保険労務士が電話相談に応じます。

【ご利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。
- ②都道府県社会保険労務士会が選任した社会保険労務士から折り返しのご連絡の中で、ご相談に対応いたします。(※原則、コールバックで対応。訪問対応に係る費用については、個別にご相談下さい。)

建設企業向け無料相談窓口 (訪問対応に係る費用は個別相談)

社会保険労務士会が窓口となり、建設企業の皆様から社会保険加入等に関する相談を受け付け、社会保険労務士が電話相談に応じます。

滋賀県社会保険労務士会 〒520-0806 大津市打出浜 2-1 「コラボしが21」6階
電話番号 077-526-3760 FAX番号 077-526-1800